新型コロナウイルス感染防止に対する行動指針

	活動レベル	定義	授業形態	実習	学外活動 (ボランティア活動含)	イベント(オ-プンキャンパ ス)学外施設への貸与	教職員の業務体制 学内会議	学生等のキャンパス 入校
0	制限なし	政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の 自粛要請等が全く発出されていない状況	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	制限-最小(一部制限)	緊急事態宣言対象地域指定の基準には近づいていないものの、埼玉県及び東京都の感染者数の増加がみられる場合 政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の 自粛要請等は発出されていないが、部分的な活動制限が 求められている状況		該当の学生に抗原検査を実施し、実習に備える。	受入れ先と学校、双方の判断の上、検討し感染防止策を講じた上で、実施する。	・感染防止策を講じた上で、実施する。 ・感染防止策の徹底が出来る団体に限り学外施設貸与を認める。	・感染防止策を講じた上で、通常の業務を行う。 ・出張は可とする。 ・感染防止策を講じた上で対面会議を実施する。	感染防止策を講じた上で、入校可とする。
2	制限一小	緊急事態宣言は発令されていないものの、感染者数、増加率等が国の緊急事態宣言発令基準に近づいている場合 緊急事態宣言は発令されていないものの、「まん延防止等 重点措置」の指定区域にある場合 政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の 自治体要請は発出されていないが、一定の活動制限が求 められている状況 単発の感染者の発生などによる建物や部局レベルの一時 閉鎖などの場合(状況により、レベル3にすることもあり)	感染防止策を講じた上で、対面授業を実施することができるが、接触機会 低減のため、学校に申請 し許可を得た場合は遠隔 授業の活用が出来る。	該当の学生に抗原検査を 実施し、出来る限り外出を 避け実習に備える。	感染防止策を講じた上で、実施する。 なお、サークル等について は顧問立ち合いの元で実施する。	・感染防止策を講じた上で、必要性の高いものは実施するが、可能なものはオンライン開催を推奨する。 ・感染防止策の徹底ができる団体に限り、特に必要性の高い学外施設貸与を認める事ができる。	・感染防止策を講じた上で、通常の業務を行う。必要に応じて、時差出勤や可能な業務について在宅勤務を可とする。・出張は可とするが、接触機会低減のため、可能なものはオンライン面談等を推奨する。・感染防止策を講じた上で対面会議を実施する。	
3	制限-中	緊急事態宣言は発令されているが、政府・自治体等による	遠隔授業を基本とする が、感染防止策を講じた 上で、教学上の必要性が 高いものについて、対面 での授業を実施すること ができる。 (状況に応じて、レベル2 の対応も可)	行政判断の上、実施(派遣)を検討する。 実施の際は、該当の学生に抗原検査を実施し、原則登校させず、出来る限り外出を避け実習に備える。	原則、学内外問わず全面禁止。ただしオンラインで の活動は可とする。	・不要不急のものは原則 延期または中止とするが、 感染防止策を講じた上で 必要性の高いものは実施 することができる。オンライ ン開催は可とする。 ・原則として学外施設貸与 は行わない。	・感染防止策を講じた上で、通常の業務を行う。時差出勤や可能な業務について在宅勤務を可とする。 ・必要性の高い出張は可とするが、可能なものは極力オンライン面談等とする。 ・感染防止策を講じた上で対面会議を実施する。	感染防止策を講じた上で、入校可とするが、必要に応じて、施設等ごとの利用者数の調整を行う。
4	制限-大	政府による「緊急事態宣言」が発令され、キャンパス所在 地が対象区域に指定された状況、またはキャンパス所在 地の自治体による独自の「緊急事態宣言」が発令され、大 学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等が発出され ている状況 国の緊急事態宣言などにより、国や自治体による一斉休 講要請のある場合 キャンパス内で感染者の発生もしくはクラスター感染の発 生もしくはクラスター感染の疑いがある場合	遠隔授業を基本とする。 特段の理由がある場合、 許可を得ることにより1対1 の授業の場合、感染防止 策を講じた上で、対面で の授業を実施することが できる。	行政判断の上、実施(派遣)を検討する。 実施の際は、該当の学生に抗原検査を実施し、原則登校させず、出来る限り外出を避け実習に備える。	原則、学内外問わず全面禁止。ただしオンラインで の活動は可とする。	・原則延期または中止とす る。オンライン開催は可と する。 ・学外施設貸与は行わな い。	・感染防止策を講じた上で、通常の業務を行う。時差出勤や可能な業務について在宅勤務を推奨する。・必要性の高い出張は可とするが、可能なものは極力オンライン面談等とする。・対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議に移行する。	
5	制限-最大	政府による「緊急事態宣言」が発令され、キャンパス所在 地が対象区域に指定された状況、かつ学校等への休業要 請とともに強い外出自粛・往来自粛要請等が発出されて いる状況	遠隔授業のみとする。	行政判断に従い、派遣に 代わる実施方法を検討す る。	学内外問わず全面禁止する。	・全てのイベントは延期ま たは中止とする。オンライ ン開催は可とする。 ・学外施設貸与は行わな い。	・原則として在宅勤務とするが、キャンパスの保安・保全・業務管理上必要な最小限の体制を確保する。・出張は不可とする。・オンライン会議のみとする。	原則入校禁止とするが、 感染防止策を講じた上 で、必要不可欠なものに 限定して一部認める事が できる。